

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

控訴人準備書面(16)

2013(平成25)年4月12日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	菅野泰	明中弁 之丸護 印素士
同	廣瀬理夫	明中弁 之丸護 印素士
同	中丸素明	明中弁 之丸護 印素士
同	植竹和弘	明中弁 之丸護 印素士
同	押師徳彦	明中弁 之丸護 印素士
同	及川智志	明中弁 之丸護 印素士
同	島田亮	明中弁 之丸護 印素士
同	山口仁	明中弁 之丸護 印素士
同	近藤裕香	香近 之丸護 印裕士

第1 千葉工業用水道におけるハッ場ダムの利水上の必要性について（被控訴人準備書面（1）第1 2・第2 2, 準備書面（4）, 準備書面（5）への反論）

1 被控訴人の主張

被控訴人は、千葉工業用水道におけるハッ場ダムの利水上の必要性について、

- ① 千葉関連4地区工業用水道の水源融通は困難である。
- ② 利用量率は直近の実績値ではなく、「工業用水道施設設計指針」に基づきロス率を7%とし、これにより9.3%としている。施設の今後の老朽化による損失の増加、災害防止との危険サイドから考えても決して低い利用量率ではない。
- ③ 工業用水道は契約水量をもとにした責任水量制をとっていることから、契約水量に見合った水の確保が必要である。

などを根拠に利水上の必要性があると結論づけている。

この点について以下のとおり反論する。

2 千葉関連4地区工業用水道の水源融通について

- (1) 被控訴人は、千葉関連4地区の各供給施設が水道管でつながっているにもかかわらず、4地区一体として水需給を考えることができないとしている。そしてその根拠として、千葉関連4地区の各地区は別の事業体であり、各事業相互の水源の融通は困難であること、各事業の併合も困難であることを挙げている。

しかし実際には千葉関連4地区の水源融通は現実に可能であり、被控訴人の主張には以下のとおり理由がない。

- (2) 被控訴人が水源の融通困難とする最大の理由は受水企業の同意を得られないという点にある。確かに千葉地区と房総臨海地区の水源単価は、特に房総導水を経由している関係で大きな差があり、一見すると受水企業の同意をと

ることは難しいように見える。

しかし他方で、水運用に関して取水地点の変更を行う計画についてはすでに受水企業からの同意は得られている。この取水地点の変更についての同意の意味するところは、要するに、高いコストをかけて購入している房総臨海地区の水を、安い水源費しか支払っていない千葉地区の受水企業が利用することについて、両地区の受水企業が現に了承しているということである。

とすると、料金の平準化を図った上で事業統合は困難であるとしても、各料金を今とほぼ同じ水準に維持しながら事業統合を行うことについて受水企業が反対する理由はどこにもなく、十分に現実性のある選択肢であるはずである。

このように、各事業別の料金設定を継続しながら事業統合できることについては被控訴人も認めているところである（被控訴人準備書面（5）p 4, 乙441の第17条）。なお、事業統合が実現し、安いコストでの水の供給が可能ということになれば、千葉地区、房総臨海地区双方の基本料金を若干下げたうえで事業統合することも考えられる。もしそうなればなおさら両地区的受水企業が事業統合に反対する理由はないというべきである。

(3) 他方、被控訴人は、第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン及び千葉県工業用水道中期経営計画において平成23年度に効率的水運用を開始するとしながら、そのためには「各地区間において地区統合が必要とならざるを得ない」ことなどがその後判明したことを理由に、効率的水運用の実現は困難であるとの判断に至っている旨主張している。

しかし、第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョンや千葉県工業用水道中期経営計画などを策定するに当たっては、責任ある行政の立場として、当然に、その実現にいたる手続や実現可能性を十分検証した上で各項目を掲載するのである。まして、計画策定に先立って受水企業からの同意を取り付ける作業まで行っておきながら「その後の検討の結果・・・水利権の調整等の課

題の解決が避けられないことが明らかとなつた」など、計画遂行にとって必要かつ根本的な手続を見落とすなどということは断じてありえない。

しかも被控訴人はこの点についての控訴人側からの釈明に対してもお茶を濁して回答を避けており、一旦上記のような具体的計画を策定・確定させながら、それを実施しないことについての合理的説明を何ら行っていない。

こうした状況からすれば、被控訴人はそもそも、水源融通や地区統合が受水企業の同意取得も含め手続的に十分可能であることを明確に認識したうえで計画策定を行っていたと考えざるを得ない。

(4) なお被控訴人は、南葛地区と東葛地区との事業統合について、統合時に基本料金が同額だったためスムーズに統合ができた旨主張している。しかし両地区の料金が同額になったのは、地区統合を行った平成16年4月1日の直前である同年1月1日であり、その前は東葛地区が41円、南葛地区が38.5円と格差があった（ちなみに昭和56年10月の時点では前者が36円、後者が22.5円）。要するに南葛・東葛地区統合については統合以前に料金そのものを順次改訂するという経過があったのである、「はじめから基本料金が一緒だったので、基本料金が異なる千葉地区・房総臨海地区の地区統合の場合と同一視できない」といった説明は明らかにミスリードである。

実際には、もともと料金が大きく異なっていた南葛地域と東葛地域で事業統合ができているのであり、千葉関連4地区でこれができない訳がない。

(5) また横浜市では、昭和50年10月1日に料金の平準化を伴う事業統合を現に行っている。横浜市ではそれまで相模川総合開発事業、相模川河水統制事業という二つの事業があり、別料金で事業を行っていたが、全受水企業の同意を得て事業統合を実現したことである。

(6) 以上から、千葉関連4地区の水融通ができないとする被控訴人の主張には理由がない。

3 利用量率について

利用量率は、実際に確保できる水源の水量を正確に把握する上で極めて重要な数値である。

この点被控訴人は、直近の実績値ではなく、「工業用水道施設設計指針」（乙304号証）に基づいてロス率を7%とし、これにより利用量率を93%として既得水源の水量を計算している。

しかしロス率7%は、実績値1~2%を遙かに上回る数値であり、あまりに過大である。

そもそも被控訴人が唯一の拠り所とする工業用水道施設設計指針はもともと施設設計時の指針であって、実績値が出ている場合の指針ではない。また同指針にも、「水源の種別や水質、浄水方法で多少変わってくる点がある」とあるように、あくまで7%という数値はどの浄水場にも妥当しうるゆとりを持たせた最大値なのである。このことは、同指針が「これらの水量は、導水施設や浄水方法などによって異なるため、この内容を勘案して計画一日最大給水量を基準として7%程度の損失を見込み、計画取水量を定めれば十分である」（傍点は控訴人記入）という曖昧な表現をしていることからも明らかである。

そもそも同指針においては、「取水から浄水施設に至る損失水量については、各過程の作業用水、その他浄水場で消失される水量などである」とされているのであるから、施設設置から相当な期間を経て実績値が安定的に確定している状況にあっては、当然その実績値を探るべきなのである。

そして、千葉関連4地区における実績値はロス率1~2%なのであるから、利用量率98%として計算するのが妥当である（但し、控訴人としてはさらに安全値をとって96%を前提に主張している）。

この点被控訴人は、地震等の災害時のこと考慮し、「災害防止等の危険サイドから考えても、決して低い利用量率ではない」などと主張しているが、同指針のどこにも災害時のこと考慮して余裕を持たせた数値とすべきなどとい

う記載はない。災害時には、水源を越えた応援給水等、別の方法によって対処できるような危機管理システムが存在するのであるから、日常的な給水量を検討するのに災害時のこと反映させる必要はないのである。

4 契約水量について

(1) 契約水量の変更可能性について

被控訴人は、あたかも契約水量が絶対不動のものであり、それを100%確保するための水源が必要であるとの論理を展開している。

しかし当然のことながら現在の契約水量が未来永劫同じであるということはあり得ない。むしろ、無駄な水源を削って経費を節減し、経営の合理化を図ろうという正当な経営判断を前提にすれば、契約水量自体を見直す（減量を認める）ことも現実に可能である。例えば先に挙げた横浜市では、平成16年の二部料金制導入後に受水企業からの減量要望を受け入れて、一定のルールのもとで契約水量の減量を認めている。

千葉においても、節水技術の向上・企業努力などにより契約申込当時よりも実際に使用する実績水量が減少しているのであるから、受水企業としては契約水量を減らして欲しいという要望を強く持っているはずである。現に被控訴人に寄せられている受水企業からの二部料金制導入についての要望も、そのような背景から声が強くなっているものと考えられる。

したがって被控訴人においても、例えばすでに計画されている二部料金制への移行にともなって受水企業から契約水量についての意向調査を再度行い、それを基に新料金を設定する等の手続をとることが十分可能なはずである。

(2) 以上からすると、ハッ場ダムの利水の必要性を検討するにあたって重要なのは、現在の契約水量ではなく実績値に基づく適正な一日最大給水量の予測値であるということになる。この意味で原審判決が「契約水量のみを基準と

して、本件事業への参画の必要性があるかどうかを判断するのは相当でない」と判断している点は極めて正当である。

第2 控訴人の主張のまとめ

以上からすると、工業用水についての利水上の必要性を判断するには、千葉関連4地区全体について、適正な利用量率9.6%をもとにした既得水源の給水量と、一日最大給水量の予測値とを比較することになる。

そして、千葉関連4地区工業用水道の既得水源の給水量（適正值）は78.745万立米／日であるのに対し、予測値は、過大な被控訴人の数値で考えたとしても71.7万立米／日であるから、やはり千葉関連4地区でみれば既得水源の給水量は一日最大給水量の予測値を大きく上回っている。

よって工業用水道について、八ッ場ダムを作る利水上の必要性はない。

以上

参考図

